

第1章 実用新案登録の基礎的要件

1. 概要

実用新案法は、考案の早期権利保護を図る観点から、一定の要件を満たす実用新案登録出願に対して実体審査を経ることなく実用新案権の設定登録することとしている(実用新案法第14条第2項(以下この部において、条項の前の法令名を省略している場合は、実用新案法の条項を示すこととする。))。第6条の2は、この一定の要件(方式要件を除く。)について規定している(以下この部において、第6条の2の要件を「基礎的要件」という。)。

実用新案法は、実用新案登録出願に対して実体審査を経ることなく実用新案権を付与することとしているが、設定登録を権利付与の要件としている。そのため、実用新案登録出願は、第2条の2第4項で規定された方式要件に加え、設定登録を受けるに足る一定の要件を満たす必要がある。このような観点から、第6条の2は設けられたものである。

実用新案登録出願に対し、この基礎的要件が課されていることにより、実用新案法の保護対象でない考案について実用新案権が設定されたり、実質的に出願書類の体をなしていない出願がそのまま登録されたりすること等の不都合が防止される。

具体的には、基礎的要件は、以下の(i)から(v)までのいずれかの場合に満たしていないと判断される。

- (i) 保護対象違反(第6条の2第1号及び第14条の3第1号)
- (ii) 公序良俗等違反(第6条の2第2号、第14条の3第2号及び第4条)
- (iii) 実用新案登録請求の範囲の記載に関する委任省令要件違反(第6条の2第3号、第14条の3第3号、第5条第6項第4号及び実用新案法施行規則第4条)
- (iv) 考案の单一性違反(第6条の2第3号、第14条の3第3号及び第6条)
- (v) 明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面(以下この部において「明細書等」という。)の著しい記載不備(第6条の2第4号及び第14条の3第4号)

なお、実用新案権の設定登録がなされた後であっても、第14条の2第1項の訂正に係る訂正書が提出された場合には、基礎的要件の審査がなされる(第14条の3)。

2. 基礎的要件についての判断

実用新案登録出願が以下の2.1から2.5までのいずれにも該当しない場合は、その実用新案登録出願は基礎的要件を満たしていると判断される。他方、実用新案登録出願が以下の2.1から2.5までのいずれかに該当する場合は、その実用新案登録出願は基礎的要件を満たしていないと判断される。

2.1 保護対象違反(第6条の2第1号及び第14条の3第1号)

保護対象違反か否かの判断の対象となる考案は、請求項に係る考案である。請求項に記載された考案が2.1.1(1)の「考案」でない場合は、保護対象違反に該当する。また、請求項に係る考案が「物品の形状、構造又は組合せ」に係るものでない場合も、保護対象違反に該当する。

[HB10101](#)

物品の形状、構造
又は組合せに該当
する例

2.1.1 「考案」、「物品」、「形状」、「構造」及び「組合せ」の定義

(1) 考案

「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう(第2条第1項)。

(2) 物品

「物品」とは、空間的に一定の形を保有したもので、一般に、商取引の対象となり、自由に運搬可能な商品で、使用目的が明確なものをいう。

なお、機械、装置等の一部であって、当該機械、装置等と分離して取引されるようなもので、前記の定義を満たすものであれば、その部分が「物品」として取り扱われる。

(3) 形状

「形状」とは、線や面などで表現された外形的な形をいう。例えば、カムの形、歯車の歯形及び工具の刃型がこれに該当する。

(4) 構造

「構造」とは、空間的、立体的に組み立てられた構成で、物品の外観だけでなく、平面図と立面図とを用いて、場合によっては更に側面図や断面図を用いて表現されるような構成をいう。なお、道路や建築物等の構造も、物品に関する構造として取り扱われる。

(5) 組合せ

物品の「組合せ」とは、以下の(i)及び(ii)の両方に該当するものをいう。

- (i) 物品の使用時又は不使用時の少なくともいずれかにおいてその物品の二個又はそれ以上のものが空間的に分離した形態にあるもの
- (ii) それらのものが独立して一定の構造又は形状を有し、使用によりそれらのものが機能的に互いに関連して使用価値を生むもの
例えば、ボルトとナットからなる締結具がこれに該当する。

2.1.2 保護対象違反の例

保護対象違反の例としては、以下のようなものがある。

(1) 「考案」に該当しないもの

具体例は、「第III部第1章 発明該当性及び産業上の利用可能性」の2.1と同様である。

(2) 「物品の形状、構造又は組合せ」に該当しないもの

- (i) 方法のカテゴリーである考案
- (ii) 組成物の考案
- (iii) 化学物質の考案
- (iv) 一定形状を有さない物（例：液体バラスト、道路散布用滑り止め粒）
- (v) 動物品種又は植物品種
- (vi) コンピュータプログラム自体

2.2 公序良俗等違反(第4条、第6条の2第2号及び第14条の3第2号)

[HB10102](#)

実用新案登録出願に関する公序良俗等違反の取扱い

公序良俗等違反か否かの判断の対象となる考案は、請求項に係る考案である。請求項に係る考案が公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するものであることが明らかな場合に、公序良俗等違反に該当する。公序良俗等違反に該当するか否かは、「第III部第5章 不特許事由」の2.に準じて判断される。

2.3 実用新案登録請求の範囲に関する委任省令要件違反(第6条の2第3号、第14条の3第3号、第5条第6項第4号及び実用新案法施行規則第4条)

実用新案登録請求の範囲の記載が以下の(i)から(iv)までのいずれかに該当する場合に、実用新案登録請求の範囲に関する委任省令要件違反に該当する。

- (i) 請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載されていない場合

- (ii) 請求項に付す番号について、記載する順序により連續番号となっていない場合
- (iii) 請求項の記載における他の請求項の記載の引用がその請求項に付した番号によりなされていない場合
- (iv) 他の請求項の記載を引用して請求項が記載される際に、その請求項が引用する請求項より前に記載されている場合
- (v) 他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項が記載される際に、引用する請求項が、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用している場合

2.4 考案の單一性違反(第6条、第6条の2第3号及び第14条の3第3号)

考案の單一性違反に該当するか否かは、基本的には、「第II部第3章 発明の單一性」に準じて判断される。

「第II部第3章 発明の單一性」においては、特別な技術的特徴の認定は、特許法第29条第1項各号に該当する発明である先行技術との対比でなされる。しかしながら、実用新案登録の基礎的要件の審査では、先行技術調査はなされない。そのため、考案の先行技術に対する貢献を明示する特別な技術的特徴については、明細書、実用新案登録請求の範囲及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づいて認定される。第14条の2第1項の訂正に係る訂正書が提出された場合になされる基礎的要件の審査においても同様である。

2.5 明細書等の著しい記載不備(第6条の2第4号及び第14条の3第4号)

以下の(i)又は(ii)のいずれかに該当する場合には、明細書等の著しい記載不備に該当する。

- (i) 明細書等に必要な事項が記載されていない場合(2.5.1(1)(i)及び(ii)参照)
- (ii) 明細書等の記載が著しく不明確である場合(2.5.1(2)(i)から(iii)まで参照)

記載が著しく不明確である場合とは、一見して記載が不明確であると判断される場合(例えば、他の記載との関係を精査することなく不明確であると判断される場合)をいう。

2.5.1 実用新案登録請求の範囲について

- (1) 実用新案登録請求の範囲に必要な事項が記載されていない場合(2.5(i))に該当する例
 - (i) 請求項に、販売地域、販売先などの技術的事項でない事項のみが記載さ

れている場合

- (ii) 請求項に考案の目的、作用又は効果のみが記載されている場合

(2) 実用新案登録請求の範囲の記載が著しく不明確である場合(2.5(ii))に該当する例

- (i) 請求項の記載内容が技術的に理解できないものである場合
(ii) 請求項の記載が考案の詳細な説明又は図面の記載で代用されている結果、請求項の記載内容が不明瞭となる場合
(iii) 一の請求項において、句点で区切られる文章が複数記載され、それぞれの文章に異なる考案が記載されている場合

2.5.2 実用新案登録請求の範囲以外の部分について

明細書(例えば、考案の名称、図面の簡単な説明)又は図面の記載内容が不明瞭であると一見して判断される場合は、明細書又は図面の著しい記載不備に該当する。

3. 基礎的要件違反の場合の取扱い

基礎的要件を満たさない出願について、特許庁長官は、補正をすべきことを命ずることができる(第6条の2)。また、補正命令において指定した期間内にその補正がされない場合は、特許庁長官は、出願を却下することができる(第2条の3)。